

「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の主な内容

第1章 総則	<ul style="list-style-type: none">・原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、計画の運用および修正について規定
第2章 原子力災害予防対策の実施	<ul style="list-style-type: none">・原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備・原子力防災組織の設置、運営・通報や業務に必要な設備および資機材の整備・原子力防災教育および原子力防災訓練の実施・国、地方公共団体、地元防災機関等との連携 <p style="text-align: right;">等について規定</p>
第3章 緊急事態応急対策等の実施	<ul style="list-style-type: none">・モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時の放射線量を検出した場合の連絡・原子力災害対策特別措置法に基づく事象発生時の迅速な通報・災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施・第2緊急体制発令時のオフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣など緊急事態応急対策 <p style="text-align: right;">等について規定</p>
第4章 原子力災害事後対策	<ul style="list-style-type: none">・発電所の復旧対策の実施・行政機関等への原子力防災要員等の派遣・事業所外運搬事故後の対策 <p style="text-align: right;">等について規定</p>
第5章 その他	<ul style="list-style-type: none">・他の原子力事業者への協力について規定